

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………一
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…一
- 都市計画の変更……………一
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…一
- 東京都土地利用基本計画の変更……………(同)…一
- 都市計画事業の認可……………二
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…二
- 建築基準法による道路の指定……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 農業振興地域の区域変更……………三
- …(産業労働局農林水産部農業振興課)…三
- 保安林の指定解除……………(産業労働局農林水産部森林課)…三
- 渋谷区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………四
- 渋谷区議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………六
- 渋谷区議会議員選挙における当選の効力に関する

審査申立てについての裁決(二件)……………九

### 告示(公)

- 技能検定員審査の実施……………三
- 教習指導員審査の実施……………四
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…六

### 告示

#### ●東京都告示第九百号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三四五	雑誌	SPコミックス	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
	話	モヤつきが止まらない彼女とハマった本当の五〇四六四一五八株式会社リイド社	

#### ●東京都告示第九百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 青梅都市計画区域区分
- 市街化区域 追加する部分

青梅市今井二丁目、今井四丁目及び今井五丁目各地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

#### ●東京都告示第九百二号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

東京都土地利用基本計画変更の要旨

青梅市における農業地域の一部を変更した。

●東京都告示第九百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画公園事業第三・四・十 二号鶴牧西公園
- 三 事業施行期間 令和五年八月十日から令和十年三月 三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 多摩市鶴牧二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第九百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条 令和五年七 (一) 次に掲げ 延長

第一項第四号の規定による道路

月二十五日

る地番の全部 稲城市大字 坂浜字四十三号三千三百七十八から同番十まで、三千三百八十八番三、三千三百九十三、三千三百九十番九、同番九地先、三千三百十五番一、同番一地先、同番二、大字百村字十一号千七十二番二、同番二地先、同番七、同番七地先、大字百村字十二号千百二十九番地先、千百三十一番二、千百三十二番五、同番六、千五百一十番一、同番一地先、同番三、千五百一十一番八から同番十まで、千五百五十四番七、千五百五十五番十から同番十四まで、千六百六十六番二、同番五、千六百六十七番二、同番五、千六百六十八番二、同番五か

幅員 六一六・二一 二〇・〇〇 四一・七〇

ら同番七まで、千六百六十九番二、同番五から同番七まで、千百七十番五、同番六、千七百七十四番三、千七百七十六番二、千七百七十七番一、同番三、千七百七十八番、千七百七十九番一、千八百十番二、千二百三十九番十及び同番十六

(二) 次に掲げる地番の一 部 稲城市大字 坂浜字四十三号三千三百十二番、三千三百十三番一、同番二、三千三百十四番、大字百村字二

号百三十九番八、百四十四番一、同番五、同番六、百四十五番一、大字百村字十一号千三十二番一、同番四、千六十七番一、同番二、千六十八番一、千六十九番一、

千七十一番一、同番二、同番五、同番六、千七十二番一、同番四、大字百村字十二号、千二十七番、千二十八番一、千二百二十九番、千二百三十番、同番二、千三百二十二番口、千四百四十七番七、千五百四十四番四、千六百六十二番一、同番三、同番四、千六百六十三番一、千六百六十四番一、千六百六十五番一、同番二、同番五、同番八から同番十二まで、千七百七十番一、同番四、千七百七十二番、千七百八十番一、同番四、同番五、千八百八十四番一、千二百三十九番二及び同番六

●東京都告示第九百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和四年東京都告示第千四百三十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条

第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区高輪二丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第九百六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定に基づき、昭和四十八年東京都告示第六百五十九号で指定し、昭和五十六年東京都告示第八百六十四号及び昭和五十七年東京都告示第千二百七十四号で区域を変更した青梅市に係る農業振興地域について、別図の斜線で示す部分に該当する土地の区域を除外するため、当該農業振興地域の区域を変更する。

なお、別図は省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部農業振興課、東京都農業振興事務所農務課及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一（一） 解除に係る保安林の所在場所

調布市深大寺元町二丁目三〇番八（次の図に示す部分に限る。）、同番七、同番一一、深大寺元町三丁目二九番四、同番五、三〇番六、深大寺元町五丁目一番三から五まで、同番八、同番九、一五番五から八まで、同番一四から一六まで

（二） 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

（三） 解除の理由

指定理由の消滅

二（一） 解除に係る保安林の所在場所

調布市深大寺元町二丁目三〇番九、同番一〇、同番一五から一七まで、深大寺元町三丁目二九番六、同番一〇から一二まで、三〇番七、同番二二、深大寺元町五丁目一五番一三

（二） 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

（三） 解除の理由

道路用地とするため

三（一） 解除に係る保安林の所在場所

調布市深大寺元町五丁目一八番五・同番九・同番三  
四・同番四〇・同番四一・同番四六・同番四七・同番

五九・同番六六・同番六八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、「一八番一から三まで、同番一

〇、三一・三九から四二まで

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 解除の理由

公園用地とするため

(四) 解除に係る保安林の所在場所

調布市深大寺元町五丁目八番一四

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び調布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十九号

令和五年四月二十三日執行の渋谷区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年八月十日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 2 3 7 号

## 裁 決 書

審査申立人 高 田 誠

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年5月31日に提起された、同年4月23日執行の渋谷区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

### 1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関する不服があるとして、令和5年4月28日に渋谷区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年5月12日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人橋本ゆきの当選を無効と決定する裁決を求めるものである。

### 2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 当選人は、選挙期間中、のぼり旗複数枚を街路樹等に縛り付け、演説を行わないまま選挙ビラを頒布していたり、標旗を掲示せずに街頭演説を行っていたりし、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)の定めに反する行為をおこなっていた。

(2) 当選人は、選挙当日、候補者の選挙運動が禁じられている日時に政治運動に参加し、区民に選挙を誤らせることを助長した。

(3) 当選人にはこれらの違反行為があるにもかかわらず、渋谷区選挙管理委員会は、異議の申し立てを棄却したものであり、公選法違反を容認するものとして許されない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受け、区委員会からは令和5年6月26日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは令和5年7月7日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容一例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

申立人は、当選人が法の定めに反する行為を繰り返していたことを理由に、当選の無効を主張している。

しかし、前記1記載のとおり、法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容一例えば、各候補者の有効得票数の算定、選挙人となり得る資格の有無の認定一について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

また、本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、文化総合センター大和田において、令和5年4月23日午後8時50分に開会され、翌日午前1時に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が78,737票、有効投票が76,406票、無効投票が2,331票、無効投票率2.96%であり、橋本ゆきが当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかといふべきであるから、その当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年7月26日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁判に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第八十号

令和五年四月二十三日執行の渋谷区議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和五年八月十日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 2 3 7 号

裁 決 書

審査申立人 中村 和弘  
審査申立人 高 田 誠

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年5月31日に提起された、同年4月23日執行の渋谷区議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力及び選挙の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力及び選挙の効力に関し不服があるとして、令和5年4月28日に渋谷区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたところ、区委員会は、同年5月12日、本件異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人中村たけしの当選を無効とすること及び選挙を無効とする裁決を求め、当選人の投票用紙の再確認を旧統一教会と戦う日本第一党及び日本第一党関係者が当委員会立会いの下で行うことを求

めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

- (1) 当選人は、前回選挙で1, 187票余であったのに対し、本件選挙では2, 334票と倍増している。同姓の中村和弘候補の票が紛れ込んだ可能性が極めて高い疑いがある。
- (2) 中村たけし候補は、得票数が倍増するような活動があったのか、甚だ疑問である。
- (3) 中村和弘候補と同様に旧統一教会との戦いを全面に出した、旧統一教会と戦う日本第一党の菅原みゆき区長候補は、3, 008票を獲得した。同じ党から立候補した区議会議員候補である中村和弘候補が10分の1以下の得票というのはあまりに不自然である。
- (4) 旧統一教会と戦う日本第一党の周知ピラの実績、ポスティング実績などから見ても中村和弘候補の得票数はあまりに少ない。特にポスティングは、団地の自治体などを通して行った場合も多く、自治会の反応などから考えても不自然である。
- (5) 同姓の候補がいる場合、どちらとも判明しがたい票(例:「中村」の苗字のみ記入)については、必ず按分が行われているが、今回は全く按分が行われていない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、区委員会からは令和5年6月26日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは令和5年7月7日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

- 1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条

第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

次に、当選の効力に関する争訟とは、有列に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。

2 以上の観点から、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する主張について、選挙の効力及び当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

申立人は、当選人の票に同姓の中村和弘の票が紛れ込んだ可能性があることを理由に、当選の無効及び選挙の無効を主張している。

本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、文化総合センター大和田において、令和5年4月23日午後8時50分に開会され、翌日午前1時に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が78,737票、有効投票が76,406票、無効

投票が2,331票、無効投票率2.96%であり、中村だけが当選人になつた等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであつて、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。また、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかといふべきであり、その当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年7月26日

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第八十一号

令和五年四月二十三日執行の渋谷区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年八月十日

東京都選挙管理委員会

5選選第237号

裁 決 書

審査申立人 込山ひろし

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年5月31日に提起された、同年4月23日執行の渋谷区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関する不服があるとして、令和5年4月28日に渋谷区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年5月12日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人橋本ゆきの当選を無効と決定する裁決を求め、当選人の公選法違反ビデオを視聴し、公職選挙法違反に抵触する可能性、区委員会がとった本件棄却の妥当性について、それぞれ当委員会に所感を問うものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 当選人は、選挙期間中、長谷部区長と合同演説をしていたが、同時に別の場所で選挙カーを止め、男性スタッフが演説をし、別のスタッフ数名がピアノを配布していた。この際に標記旗を掲げず長時間にわたり街頭演説をしていた。公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）

143条違反に該当する。

(2) 区委員会に異議申し立てを行ったが棄却され、理由内に「選任された10の選挙立会人の参会を得て、適法に開催されたものである。」とあるが、法違反には一切触れていない。法に抵触した活動をした場合においても当選取り消しになることがなく、法を遵守した候補者に対する冒流である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは令和5年6月26日に弁明書及び関係資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

- 1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。
- 2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

申立人は、当選人が法の定めに反する行為を繰り返していたことを理由に、当選の無効を主張している。

しかし、前記1記載のとおり、法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、選挙人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。  
また、本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、文化総合センター大和田において、令和5年4月23日午後8時50分に開会され、翌午前1時に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が78,737票、有効投票が76,406票、無効投票が2,331票、無効投票率2.96%であり、橋本ゆきが当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかといふべきであり、その当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。  
令和5年7月26日

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁判に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第八十二号

令和五年四月二十三日執行の渋谷区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年八月十日

東京都選挙管理委員会

## 5 選 第 2 3 7 号

## 裁 決 書

審査申立人 込山 ひろし

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年5月31日に提起された、同年4月23日執行の渋谷区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

## 1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関する不服があるとして、令和5年4月28日に渋谷区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年5月12日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人丸山たかしの当選を無効と決定する裁決を求めている。

## 2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。当選人は、選挙期間中、個人名ののぼりを立てており、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）143条ないし146条に抵触するため。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てでは形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは令和5年6月26日に弁明書及び関係資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

## 第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否かを検討する。

申立人は、当選人が法の定めに対する行為をしていたことを理由に、当選の無効を主張している。

しかし、前記1記載のとおり、法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、選挙人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法

事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

また、本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、文化総合センター大和田において、令和5年4月23日午後8時50分に開会され、翌日午前1時に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が78,737票、有効投票が76,406票、無効投票が2,331票、無効投票率2.96%であり、丸山たかしが当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるというべきである。

以上のとおり、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかというべきであり、その当選人の決定内容に違法は認められないというべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年7月26日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第276号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月10日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引<sup>けんいん</sup>免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

<p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評定方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和5年9月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和5年8月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p>	<p>警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年8月14日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(ウ) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第277号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年8月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p>
---	---	--

<p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習 (自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和5年9月11日 (月曜日) から同月15日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上</p>	<p>三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和5年8月24日 (木曜日) 及び同月25日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 (品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年8月14日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p>	<p>イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276</p>
<p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p style="text-align: center;">認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和五年八月十日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人あすなろの会</p> <p>二 代表者の氏名 吉田 陽子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 江東区白河一丁目二番十号 藤和シテイホームズ清澄庭園一階</p>		

一 名称

特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン

二 代表者の氏名

古米 弘明

三 主たる事務所の所在地

墨田区亀沢二丁目十二番十一号 PAX21三〇一号

一 名称

特定非営利活動法人シェアⅡ国際保健協力市民の会

二 代表者の氏名

仲佐 保

三 主たる事務所の所在地

台東区東上野一丁目二十番六号 丸幸ビル五階

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市旭が丘一丁目二百六十番一の一部、同番二、同番三、同番六及び六百十六番四十四(第二工区)

清瀬市旭が丘一丁目六百十番九番地十五 医療法人財団きよせ旭が丘記念病院 理事長 高木 由利

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

